

地主経営の概要と論理

——岡田家文書研究のはじめに——

1 岡村と岡田家⁽¹⁾

河内国丹南郡岡村（現大阪府藤井寺市岡）は、幕末期、河内棉作地帯に属する。村高六七四石余（耕地約七一町歩）、そのうち田が八六%、田のうち四〇%が上田である。田畑にたいする棉作地率は文化六年で三七・四%。これらから、高生産力水田地帯であると共に、棉作農村であるという相貌が浮かぶ。

明治六年、河内国一大区一小区の四一カ村についての調査報告書⁽²⁾によると

実綿生産量四位（一二〇〇〇斤）

実綿作付比率五位（一二%）

佐々木潤之介

木綿生産量六位（一二〇〇反）

一戸当り木綿生産量七位（一一反）

という、この地域でも、上位の標準的な綿作農村であった。

この村に、岡田家という豪農がいる。そして、岡田家文書は、幕末から明治以降にかけての、岡村及び岡田家の経営についてなどの数々を伝える⁽³⁾。幕末期において、わが国農村の、社会経済発展の波頭にたつのが大坂周辺の村むらであり、その基礎が綿作にあるという一般的理解にたつとしたら、前述のような位置づけをもつ岡村の、その中心であった岡田家の豊かな史料群は、幕末・明治期の社会史研究に、重要な史料的位置をもつもののだとい

表 1

	a	b	c	d	e	f	g	h	i
	「上納方」 計	「普請方」 計	支 出 計	入 銀	小 入 米	作 方 計	差 引	手 入 米	徳
安 政 4	14333.01 元 (137.16)	1997.01 元 (19.11)	16330.02 元 (156.27)	20022.12 元 (192.15)	14796.40 元 142.00	34818.52 元 334.15	18488.50 元 177.88	4177.00 元 41.77	(22665.50) 元 219.65
5	11193.35 (82.30)	48.60 (0.36)	11241.95 (82.66)	28183.54 (207.23)	(8772.00) 64.50	(36955.54) 271.73	(25713.59) 189.07	(3500.00) 27.00	(29213.59) 216.07
6	13529.39 (102.89)	606.33 (4.61)	14135.72 (107.50)	17393.57 (132.27)	(19199.00) 146.00	(36592.57) 278.27	(22456.85) 170.77	(4747.00) 36.10	(27203.85) 206.87
万 延 元	13579.09 (84.87)	352.94 (2.21)	13932.03 (87.08)	19568.01 (122.30)	(16000.00) 100.00	(35568.01) 222.30	(21635.98) 135.22	(4480.00) 28.00	(26115.98) 163.22
文 久 元	18932.30 (141.29)	6221.30 (46.43)	25153.60 (187.72)	20099.88 (150.00)	(21748.20) 162.30	(41848.08) 312.30	(16694.48) 124.58	(4537.00) 34.90	(21231.48) 159.48
			a+b			d+e	f-e		g+h

注 () 内は換算値である。例えば、安政4年の徳は米にして 219 石 65, これを銀に換算すると 22665 匁 5 になるという意味である。各年、各項目同じ。

わなくつはならぬ。

わついた。

岡田家の当主は、明治四年現在、岡田伊一郎といひ、岡田家は、持高からいへば、安政五年二七四石八四、岡村の庄屋をつとめていた。年齢三十六歳の働きざかり、万延元年二八九石六五三、文久元年三二九石四二五、元で、慶応二年から村役人として維新期の変動する村を束、治元年三一八石七三七、その所持地は、岡村の他に、十

三カ村に分布していた。宛口高からいえば、慶応元年六五五石余、同三年六七二石余、明治四年六七〇石余、同八年六〇八石余、同九年五四〇石余、同十一年五三四石余、同十二年五七三石余、同十六年五七〇石余、同十七年六〇四石余。小作料（年貢を含む）の基準高とみてよい宛口高からみると、慶応年間が一つのピークであった。

しかし、明治二十年代以降、急速に土地集積を進め、大正十四年の「五十町歩以上ノ大地主」⁴⁾には、寿一郎が無職、田七四町二・畑〇町六・計七四町八所有、小作人三九八戸の地主として登録されるに至っている。

もちろん、本稿は、その岡田家文書の全てについて検討しようというのではない。全体として史料紹介をかねながら、まず、今後の分析のために必要な経営概況を明らかにし、ついで、そこに含まれる問題の一・二について検討することにする。そのさい、関心として、分析は経済史の分野に属するがそこに表現された地主の経営論理を追求することを、目標としたい。

2 経営概況(1)——「本途下作銀留帳」における

岡田家の経営のあり方を知るための史料として、安政

四年及び慶応三年の、表記の「銀留帳」⁵⁾がある。この史料の示すところを、例として、安政四年以降五カ年間にについて、表1にあげよう。各項目について、若干の説明が必要である。

「上納方」Ⅱ金・銀納の年貢諸懸りを内容とする。

「普請方」Ⅱ耕地並びに家作の普請経費である。

「小作方」Ⅱ入銀Ⅱ金銀納の小作料・家賃を示す。

「小作方」Ⅱ入米Ⅱ米納小作料のうち、地主の実収部分である。これについては後述する。

「手作」Ⅱ入米Ⅱ手作経営の収入を、米量で基準的に計算したものである。これについても後述する。

各項目の内容がこのようなものであれば、この表は、特定の条件のもとでの、地主経営の計算表だということになる。その特定の条件は、右の「小作方」Ⅱ入米及び「手作」Ⅱ入米に關わって表現されている。すなわち、「小作方」Ⅱ入米は、地主の実収部分であるが、その内訳は、「現物小作料Ⅱ小作米」——「岡田家の全耕地（手作部分を含む）」にかかる年貢・諸懸りのうちの米による納入分」Ⅱ実収部分

という關係でなりたっている。つまり、ここでは、米納

の年貢諸懸りが、小作米によって納入されていることを前提にしているのであって、それ故に、この計算表は、米納年貢・諸懸りの負担を含まないのである。なお、実さいの年貢負担は、岡村に所持する耕地について、安政四・五、万延元、文久元年の四年間を平均してみれば、持高九三石〇三、年貢五五石二〇 内米納年貢三四石七六

であるから、年貢率の高さ(五九・三%)に注目されるとともに、米納年貢の比重が大きいこと(六三%)も明らかであろう。

「手作」入米については、この史料の「出入銀手尻勘定」の安政四年分をあげて、検討することにしよう。

巳年

巳七月九日十二月廿八日迄

一、銀拾五貫五百九十九匁四分

上納方口々出銀ノ高

巳五月二日大冊日迄

入拾七貫七百貳匁貳分八厘 小作方入銀

同米八拾四石

小作納

又貳拾四石

藏米引取

又三拾四石 大井過米
ノ 百四拾貳石 先下作直段
平百四匁貳分

代拾四貫八百三拾九匁

差引拾六貫九百四拾壹匁八分八厘 徳

午正月々四月晦日迄

又 貳貫三百拾九匁八分四厘 小作入銀

*A 外ニ

貳拾五石三斗四升 手作

七拾壹石六斗九升 幸右衛門手作

ノ九拾七石三升

内貳拾五石六斗三升 幸右衛門仕訳田地宛口引

又五拾貳石壹斗八升 伊助同断 宛口引

残而 五拾貳石貳斗貳升

八分ニ而

四拾壹石七斗七升余

凡百匁

代四貫百七十七匁

徳合 貳拾三貫四百三拾八匁余

以上が全文である。表1と若干の数値上の違いがある

*D *C *B

が、この史料についてみておこう。「手作」入米につい

ては、史料中のA以降の記述がそれを示している。その

さい問題なのは、B・Cの性格である。それについては、

*B——手作地の宛口高である。この宛口高については問題があるが、ここでは一般に、小作料(年貢を含む)の基準として、各耕地片に結ばれている高であるとしておこう。

*C——宛口高にたいする小作料(年貢を含む)のこの年の実納比率である。実納年貢・小作料率としておこう。

したがって、「手作」入米は、*Dの数値なのだから、それは、

「手作地の宛口高」×「実納年貢・小作料率」÷「手作」入米

として計算されているということになる。

ところで、この安政四年については判らないが、元治二年の例についてみると、二四反六の手作地、宛口高五一石六二六の手作地にたいして、この史料では、「実納年貢・小作料率」八〇%として、四一石三斗の「手作」入米と計算している。これにたいし、じっさいに、この

年、この手作地での生産の結果は

麦 一〇石四、菜種一〇石、米三六石九二、綿一二六

〇斤

の收穫となっている。

明らかなように、「手作」入米は、手作経営の実態と無関係に小作関係を基準にして計算された、架空の数値なのである。

前述の特定の条件とは、このような内容で、「小作」入米と「手作」入米とにまつわりついているものである。これが意味することについては、後述するが、ここでは、この条件のもとでの、文久二年以降の各年のこの史料の示す動向をみておこう。表2はそれを示す。

貨幣表示の変更や、物価変動の要因を除いて動向をみるために、米量表示でも、一定の傾向性が明らかだとはいえない。そこで、明らかに、凶作だと思われる、元治元・明治二・九・十六の各年を区切りとして整理しておこう。表3はそれを示す。このさい、地租制度が変って、前述の条件の一つである「小作」入米のあり方が変化したのは明治七年であったことを注記しておく必要がある。それまで小作米によって、直接に納入されてい

表 2

	支 出		小 作 収 入		差 引		徳	
	銀 米		銀 米		銀 米		銀 米	
	下作米価による		明治9年迄下作米 価、明治10年以降 売揚米価による				手作部分は手作米 価による	
	(匁)	(石)	(匁)	(石)	(匁)	(石)	(匁)	(石)
文久 2	17078.73	101.66	47044.32	280.03	29965.59	178.37	35245.59	211.37
3	25160.00	136.12	66812.61	361.15	41652.61	225.03	49644.61	269.43
元治元	28759.00	111.01	47769.12	174.25	19010.12	63.24		
慶応元	42710.00	119.83	127169.00	302.78	84459.00	182.95	101805.00	224.25
2	100817.40	84.03	255648.78	213.04	154831.38	129.01	182671.38	152.21
3	99864.75	143.64	222985.30	371.64	123120.55	228.00	143070.55	261.30
明治元	(匁) 635.64	(石) 98.53	(匁) 1750.36	(石) 280.06	1114.72	181.53	1299.97	210.03
2	989.98	89.92	1197.95	149.74	207.97	59.82	409.22	84.98
3	939.81	94.65	1770.87	272.44	831.06	177.79	1137.81	224.99
4	729.91	146.04	1325.24	378.64	595.33	232.60	753.83	277.90
5	(匁) 650.80	(石) 196.50	(匁) 1262.47	(石) 392.07	611.67	195.57	747.07	238.05
6	919.77	198.30	1610.20	350.04	690.49	151.74	912.25	199.95
7	1182.69	169.77	2428.12	349.37	1245.43	179.60	1619.68	233.45
8	1185.75	232.71	2151.40	430.28	965.65	197.57	1228.05	250.05
9	1178.40	267.49	1590.66	374.27	412.33	106.78	492.02	125.53
10	1014.73	189.72	2360.73	420.06	1346.00	230.34		
11	1010.43	143.31	2924.25	379.77	1913.82	236.46	2041.64	254.99
12	1052.25	114.64	4366.87	419.13	3581.62	304.49	3761.80	325.94
13	1184.55	93.84	3675.26	358.56	2490.71	264.72	2660.09	281.25
14	1113.98	117.44	3185.55	380.14	2071.57	262.70	2350.29	295.96
15	1539.47	194.98	2689.74	393.24	1150.27	198.26	1369.15	230.26
16	1296.98	288.22	1138.85	215.69	▲158.13	▲72.53		
17	1295.49	222.21	2600.73	412.81	1305.24	190.60	1495.32	222.47

注 この表は各項目を金銀及び米量で表現してある。例えば文久2年の徳は、米にして211石37であり、これを銀に換算すれば35245匁49であるということである。

た年貢・地租が、地主の全所有地に
ついて、地主が金
納することとなり、
小作米は、原則と
して全て地主の蔵
に納められること
となったのである。
このことは、この
史料のあり方から
いえば、地主の小
作収入と地租支出
とを、共に増加さ
せることとなる。
第三期においては
部分的に、第四期
においては全く、
その影響をうけて
いる。
しかし、表2よ

(69) 地主経営の概要と論理

表 3 各期ごとの収支 (年平均米量表示, 単位石)

期	年数	支 出	小作収入	差 引	徳	収入にたいする差引比率 %
I 安政4年—元治元年	8	121.21	279.27	158.02	206.63	56.58
II 元治元年—明治2年	6	107.82	248.54	140.76	186.55	56.63
III 明治2年—明治9年	8	174.42	337.11	162.68	204.36	48.26
IV 明治9年—明治16年	8	176.21	367.61	191.40	277.68	52.07
III(a) 明治2年—明治6年	5	145.08	308.59	163.50	205.17	52.98
III(b) 明治7年—明治9年	3	223.32	384.66	161.32	203.01	41.94

注 徳の計算には元治元・明治10・16年を除いて平均してある。

り明らかなように、第三期に入るや地代の影響とは別に、小作収入が増大していることは明らかである。III(a)の数値はそれを示している。そしてこのことは、地租制度の変更に伴う影響が、地主経営の収支規模を増大させたが、同時に、経営事情を悪くさせることとなったことを、III(b)の数値は示している。

それと共に、この数値は、第二期の地主小作関係が、相対的危機状況にあったことも浮き彫りにしている。収入にたいする差

表 4 統計比較表

項目	A 地租	B 地所雑費	C 貸地貸家所得	D 利息	E 生活費	F 臨時生活費	G 飯米	H 米価	I 伝来物品売却	J 田地買入	K 山林買入
明治11	(円) 480	(円) 37	(円) 2042	(円) 1240	(円) 489	(円)	(円) 148	(円) 5.62	(円) 63	(円)	(円)
12	962	89	3495	1175	733		204	7.70	512		
13	1079	105	2660	1841	999	451	336	10.40			
14	1033	80	2350	1907	1986		445	10.26	829		
15	1462	77	1369	1755	857		425	8.38	80		
16	1296	110	▲268	784	850	5254	305	6.84			
17	1295	8	1437	683	749		203	5.28			
18	1291	18	1253	566	723		184	6.30	850	16464	3638
19	1308	19	1126	106	608		138	5.28		(23町	(6カ
20	1208	46	1112	173	605	169	99	4.88	200	9926)	所)
21	1226	20	1089	467	463	531	130	4.20			
22	1242	80	1914	229	546		93	4.67			
23	1329	70	2761	436	600		165	7.30			
24	1346	62	3774	327	568		112	6.59	413		
25	1342	29	2857	323	629		163	7.30			

表 5

項 目	P	Q
	対収入 支出	臨時支出を含む支出 対売却を含む収入
明治11	50.43	49.48
12	42.57	38.36
13	55.97	65.99
14	83.21	69.72
15	93.29	90.88
16	496.32	1514.53
17	106.37	106.37
18	121.83	83.03
19	168.27	168.27
20	152.37	143.23
21	118.19	118.19
22	91.51	91.51
23	67.90	67.90
24	50.91	46.26
25	68.02	68.02
26	61.55	61.55
27	51.77	51.77
28	40.34	42.74
29		
30	68.83	69.22
31	79.18	79.18
32	58.85	58.85
33	85.40	90.43
34	52.76	57.70
35	50.50	52.27
36	69.95	69.95
37	72.93	72.93
38	67.36	73.83
39	59.23	68.14
40	63.54	71.09
41	93.97	93.37
42	110.74	110.74
43	58.25	59.73
44	35.21	36.87
大正 1		40.70
2		88.95
3		71.16
4		61.52
5		61.82
6		50.93
7		38.13

引比率は第Ⅰ期と殆ど変りがないが、支出・収入ともに、第Ⅰ期の〇・八九倍となっている。そして、第Ⅳ期に至って、ほぼ、そのⅡ・Ⅲ期の変動を乗りこえた姿がうかがわれよう。

3 経営概況(2)——「統計比較表」における

岡田家文書には、明治十一年から大正八年までの家計を整理した「統計比較表」と表記する二冊の史料がある。

その全体を明治十一—二十五年について示すと、表4のようになる。

ここです、本稿でこれまで検討してきた「銀留帳」

の経営全体の中での位置づけが明らかとなる。「銀留帳」の「差引」の項目が、この「統計表」の「貸地貸家所得」の項目に対応しているのである。この「差引」の位置を、まず明らかにしておく必要がある。この「統計表」による全経営での位置は

「収入」Ⅱ「貸地貸家所得」＋「利息」＋「伝来物品売却」

「支出」Ⅱ「地租」＋「地所雑費」＋「生活費」＋「臨時生活費」＋「飯米」＋「田地・山林買入代金」

とみられるし、このうち、*印のものは臨時収支としてよいであろう。

(71) 地主経営の概要と論理

表 6

項目		M	N	O	P	Q	R
		支出 円	収入 円	収入の内貸 家賃地収入 %	対収入 支出 %	臨時支出を含む支出 対売却を含む収入 %	貸地貸家所得 (米換算) 石
明治	11	1655	3282	62.00	50.43	49.48	363.4
	12	1988	4670	74.84	42.57	38.36	453.9
	13	2519	4501	59.10	55.97	65.99	255.8
	14	3544	4257	55.20	83.21	69.72	229.0
	15	2821	3024	45.27	93.29	90.88	163.4
	16	2561	516		496.32	1514.53	▲ 39.2

注 表4との関連で各項目の関係を示しておこう。

M=A+B+E+G, ただし明治38年以降は A+B+E

N=C+D

O=[C÷(C+D)]×100

P=[(A+B+E+G)÷(C+D)]×100

Q=[(M+F)÷(N+I)]×100

R=C÷H

表 7

項 目	M	N	O	P	Q	R
明治 17	2255	2120	67.78	106.83	106.37	272.2
18	2216	1819	68.88	121.83	88.03	198.9
19	2073	1232	91.40	168.27	168.27	213.3
20	1958	1285	86.54	152.37	143.23	227.9
21	1839	1556	69.99	118.19	118.19	259.3
22	1961	2143	89.31	91.51	91.51	411.6
23	2164	3187	86.63	67.90	67.90	378.2
24	2088	4101	92.03	50.91	46.26	572.7
25	2163	3180	89.84	68.02	68.02	391.4
26	2087	3391	83.13	61.55	61.55	457.6
27	2310	4462	76.76	51.77	51.77	452.5
28	2165	5367	77.08	40.34	42.74	493.7

そこで、順序を変えて、この全期間における「収入」の「支出」にしろる比率Ⅱ收支比率を示しておこう。表5がそれである。そして、この経常收支比率を基準にして考えれば、その経営の動向として、全期間を四期にわけることができであろう。

IV期Ⅱ明治十一
—十六年、す
にあげた、表4
の前半がその内
容を示す。整理

表 8

項目	A	B	C	D	E	F	G	H	L (銀行積立)	L' (銀行益, 但し, Dの内)
明治 26	1240	90	2819	572	641		116	6.16		
27	1405	198	3425	1037	565		142	7.92	20	610
28	1320	62	4137	1230	618	129	165	8.38	500	1000
29	255	90	3888	1375	1058		163	8.80	2500	1000
30	1512	76	3562	317	857	15	225	10.20		
31	2033	163	3952	227	876		237	12.67		
32	1877	94	4964	314	905		230	8.93		
33	1990	97	3850	384	1194	213	335	11.54		
34	2321	21	4833	2034	1016	361	265	10.70	銀行廃業	
35	2582	49	5803	2640	1430	149	203	10.77		
36	3207	891	6958	893	1122		273	14.17		
37	3997	573	8910	230	1652		444	12.60		
38	4311	601	9300	366	1599	625				
39	4811	749	10494	1104	1310	1033				
40	5205	609	10766	1535	2002	930				

表 9

項 目	M	N	O	P	Q	R
明治 29		5263	73.87			441.8
30	2670	3879	91.83	68.83	69.22	349.2
31	3309	4179	94.57	79.18	79.18	311.9
32	3106	5278	94.07	58.85	58.85	555.9
33	3616	4234	90.93	85.40	90.43	333.6
34	3623	6867	70.38	52.76	57.70	451.7
35	4264	8443	68.73	50.50	52.27	538.8
36	5492	7851	88.63	69.95	69.95	491.0
37	6666	9140	97.48	72.93	72.93	707.1
38	6511	9666	96.21	67.36	73.83	
39	6870	11598	90.48	59.23	68.14	
40	7816	12301	87.52	63.54	71.09	

した数値を
表6として
あげておく。
明らかにな
うに、強い
利貸商人と
しての性格
をもちなが
らも、十六
年の破局に
向かって、
経営は悪化
の一途を辿
っている。
V期Ⅱ明治
十七—二十
八年、二十
五年迄の内
容は表4に、
二十六年以

(73) 地主経営の概要と論理

表 10

項 目	A	B	C	D	E	F	G
明治 41	5711	914	7215	1679	1679		
42	5446	745	5374	1943	1912		
43	4579	223	9407	2395	2073	174	
44	3991	243	15164	2478	1978	292	
大正 1	4238	352	16725	2218	3120		23
2	4751	462	10204	2772	6311		36
3	5132	437	8065	4013	3026		21
4	5563	227	9453	4001	2487		28
5	5418	197	11105	4045	3750		28
6	5642	518	16297	3662	4005		28
7	6862	615	28020	3476	4532		33
8	6828	432		4939	9875		27

表 11

項 目	M	N	O	P	Q
明治 41	8304	8894	81.12	93.37	93.37
42	8103	7317	73.45	110.74	110.74
43	6875	11802	79.71	58.25	59.73
44	6212	17642	85.96	35.21	36.87
大正 1	7710	18943	88.29		40.70
2	11524	12976	78.64		88.95
3	8595	12078	66.77		71.16
4	8277	13454	70.26		61.52
5	9365	15150	73.30		61.82
6	10165	19959	81.65		50.93
7	12009	31496	88.96		38.13
8	17135				

降の内容は、表 8 に示す。整理値は表 7 の通りである。経営事情は好転の方向を辿るが、なお、明治二十一・二十二年頃までは、赤字経営である。十九年以降、小作料収入の比率が増え、地主としての性格をいっそう強くする。それと併行して、二十七年以降、岡田銀行を開業し、そこからの銀行益金が、二十七・八年の利息収入の中に含まれている。

VI 期 明治二十九年
— 四十年。内容は、表

表 12 明治 11—26 年集計

	収 入		支 出	
経 常	貸地貸家所得	28973円	地 租	18399円
	利 息	12012	地所雑費	850
			生活費	11405
			飯 米	3150
	小 計	40985		33804
臨 時	伝来物品売却	2937	臨時生活費	6405
			田・山林買入	20102
	總 計	43942	總 計	60311

8に示される、とくに明治三十年代の地租と貸地貸家所得の急速な伸びは、土地集積の進展を物語っている。整理値は、表9。三十四・五年の下落を除いては、ほぼ経営は安定的に展開している。銀行は三四年に廃業となるが、それが経営に与えた影響は大きいとはいえない。

VII期Ⅱ明治四十一年以降。内容は表10が、整理数値は

表11が示す。

明治末年の経営上の大変動が示され、大正期に入って、安定的に好転している状況が読みとれる。この過程を通じて経営の収支規模は増大している。

以上が明治十

一年以降の経営概要である。ここでは、この経営をとりまく経済的政治的条件については、別の機会に譲らざるをえない。問題を経営収支の動向だけについてみれば、明治十一年から二十六年について、表12の数値を得る。この二十六年間について、經常収支については一七・五%の益となっているが、臨時収支を加えると、四〇%ほどの支出増となっている。そしてその総支出の、三三・三%余は田・山林買入代金であって、この間に入手した田は岡村・藤井寺村をはじめとした九カ村に及び、合計二三町九反九畝廿六歩にのぼる。伝来物品売却として売ったのは山林二所、借家五棟、田畑宅地四町一反一畝二歩であるから、約二〇町歩の土地集積が行われたことになる。このIV・V期の地主的成長の様子を知ることができよう。

4 明治初年の経営論理

以上のこの岡田家の経営概要のあり方は、前述のような岡田家のもっている地域的歴史的位置からいっても、さまざまな問題の出発点ともなり基礎ともなる諸事実を含んでいる。しかし、ここでは、それらの諸問題のうち、

地主としての経営論理について、しかも、時期を限って、検討しておくことにしよう。

よく知られているように、江戸時代の村方地主は、地主小作関係と手作経営とに基礎をおいている。地主小作関係に基礎をおくという限りでは、その地主は、高利貸商人の論理にたたざるをえない。他方、地主手作に基礎をおく限りでは、その地主は、経営者ないし、生産者の論理にたたざるをえないのである。そしてこの両者がどのようにに関わりあっているかを明らかにすることは、これらの地主的性格を本質とする豪農たちが、どのように、それ自体は生産者である一般農民たちと、共通の要求や要望をくみたてうるかという問題と関わって、重要なことだと考えられる⁽¹²⁾。

そのような関心から、岡田家の経営概要をみたときに、前掲の「銀留帳」と「下作宛口帳」とに含まれている二つの文書が注意を惹く。その一つは、すでにあげた、安政四年の「出入銀手尻勘定」の内容である。この記載方式は、「手作」入米については「銀留帳」の扱う明治十年代まで、同じ方式をとっている。この安政四年の記録は、すでに述べたことを言いかえれば、第一に、地主経

営が米納年貢諸掛りなどの現物賦課を経営収支に計算されない、そのような意味での前提として理解されていたことである。このことはさらにいえば、年貢諸掛り（その主要部分はすでに述べたように現物納である）の負担を、地主経営収入に直接関わらせないというしくみになっているということである。このような、年貢負担と経営との関係は、おそらく、地主が直接に年貢減免の要求を提起することを大きく制約していたであろうし、また、地主小作関係の展開にもかかわらず、高率年貢が維持された理由の大きな一つにもなっていたであろう。そして、つきつめていえば、地主に、封建領有の桎梏を切実な問題として会得させないことの基礎的な事情ともなっていたであろう。

第二は、手作収入の虚構性もっている問題である。ここにはいろいろの問題が露呈されているように思われる。たとえば、宛口高の問題があるし、それと不可分になっている実納年貢・小作料率の問題がある。これらについては、別の機会に検討するとして、なによりもこの史料の記載では、手作経営について、地主が、生産者としての立場を全くとっていないことが明らかことが注

目されるであらう。地主の考え方の基礎には、地主の所持する田畠は、全て、米——ここでも原則として木棉生産については金・銀納となっているが、それも、宛口高に実納年貢・小作料率をかけて出した米高を、棉方相場という米相場で貨幣に換算するという、代銀納方式をとっている——の年貢・小作料を実現するものだという論理が確固として貫いていることを読みとらないわけにはいかない。つまり、高利貸商人の論理が貫徹しているのである。

「出入銀手尻勘定」の記載は、この二つのことを物語る。そしてこのような記載方式を地主が何時からはじめたかということについては確証がない。ただ、一つには、この記載方式の初見が前出の安政四年であること、安政四年以前については「銀留帳」と同様な史料はなく、かつ、ありえた形跡もないこと、地主小作関係については、嘉永二年の「小作宛口名前帳」が現存するが、その内容は、地並形式であって、慶応元年以降昭和期迄継承される「下作宛口帳」が名寄形式であるのと大きく違っていること、手作経営については、嘉永七年の「実綿農取帳」⁽¹³⁾が、明治五年迄年々の木綿收穫記録を記しているが、

それは、後述の明治三年以降の「手作農方勘定帳」と大きく内容を異にしていること、などの事実からみると、安政四年、あるいはそれをわずかに遡る頃に、はじまったものと考えられる。

史料の第二は、慶応四年の「下作宛口帳」に、貼紙として残されている一紙である。その全文をあげよう。

辰手作勘定

- ④ 宛高四拾石六斗式升余棉田
七分取

此米式拾八石五斗

- ⑤ 六両式分かへ

代金百八拾五両壹分

- ⑥ 一、八拾壹両式分

粕代其外諸払方メ

- ⑦ 一、六拾両

下男弥助平助利吉菊松メ

四人分 壹両分給金并ニ

入用共、凡十五両見込

- ⑧ メ 三百廿六両三分

五拾三両壹朱 辰五月取入

永四十二文五分 菜種代

- ⑨ 貳拾四両 同表十二石代

① 百三拾八兩
 壹石ニ付凡式兩代
 辰八月取入

① 綿七百斤代

① 貳百廿壹兩
 同十一月取入

米三十四石

壹石ニ付六兩二分ツツ

① 貳四百三十六兩

① 右差引 百拾兩余金

内十兩清助給金見込引

というのである。

日本近世經濟史の分析に従事している者にとつては、この史料に大きな異和感をもたないわけには行かないであらう。それは、一般には手作經營の計算にさいしては、史料中の項目⑧⑨⑩が無く、⑪⑫の数値一四一兩二分が經營支出となり、したがって項目⑬は二五〇兩三分の徳となるはずだからである。しかし、ここでは、⑭⑮⑯が經營支出に加えられている。

そして、明治三年に始まり十四年まで記された「手作農方勘定帳」では、一貫して同じ計算がなされている。この史料の書き出しと明治三年の帳尻をあげておこう。

已十二月廿日改勘定

裏毛代

元手作之分

菜種麦場共

一、壹町九反三畝歩

壹反ニ付六兩ツツ

① 此金百拾五兩三分

一、貳反貳畝歩 増

② 此金拾三兩壹分

③ 一、金拾貳兩

乾垣外凡式反
 裏毛付

并ニ冬肥并荒かし具共込込

三口

④ 貳百四拾壹兩

此利

給金已十二月渡之分

⑤ 一、金貳拾貳兩三分

嘉助

庄七

清右衛門

メ三人給金渡

此利

同

⑤一、金五兩

菊松分

右同斷

此利

下女下男合五人分

雜用年中之分平均相場ニ而

①一、米九石代 六拾三兩 但七兩かへ

②一、米九石代 四拾五兩 但五兩かへ

但一日ニ米五合麦五合 〆壹升口之積

尤諸雜費込込

已十二月買取

③一、種粕 四十三玉

④一、種粕 四十三玉 竹次払

六〇 代金貳拾五兩三分 永五拾文

⑤一、同 百玉

⑥一、同 百玉 石吉払

代金五拾九兩貳分 夕賃共

⑦一、無粉粕百玉

⑧一、無粉粕百玉 小川水車払

代金三拾五兩

⑨ 三口〆百廿兩壹分 永五拾文

此利

午正月〆入用払方

日雇人工料渡方共

正月廿四日

一、錢三貫文 利兵衛日雇方

(中略)

午正月〆

(中略)

⑩ 合八拾貳兩貳分貳朱 永十九文七分

七月廿日

一、壹〆五百文 吉右衛門日雇壹人

(中略)

七月廿日〆

(中略)

⑪ 合百廿六兩貳朱

⑫ 惣払方〆 六百五兩三分 無利足

⑬ 年貢五拾九石宛ニシテ

八分取

此米四拾七石貳斗

(79) 地主経営の概要と論理

凡七兩かへ

此金三百三拾兩壹分

合九百三拾五兩三分

内百八十二兩壹分

麦菜種

五月取入之品物

前々有之代金入

四百六拾貳兩

取入米六十六石代

凡七兩かへ

七拾五兩

綿代

拾兩貳分

大豆小豆代

四口メ

⑦ 七百廿九兩三分

⑧ 引残而 金貳百六兩不足

午十二月改

ついで、明治四年の最初を示しておく。

未年勘定

⑨ 一、金貳百六兩 去午年十二月迄差引不足分

午十二月ニ相渡分

一、金三拾兩 下男嘉助新七庄七菊松メ四人給金

(下略)

{手作收穫代金(項目④・⑦)}

—{「手作」入米(項目⑩・⑫)}

+{労賃・肥料・雜經費合計(項目①・③)}]*1

=手作収益(項目⑥・⑦)

とりあえずは、この史料の中で、項目⑧が、「銀留帳」と同じ計算方式をとっていることを確認しておこう。そして、その「手作」入米は、ここでは、「銀留帳」とは違って、慶応四年貼紙と同様に、経営支出と計算されていることも明らかである。項目③から⑦までの計算は慶

応四年の貼紙と同様に、手作について、別掲のような計算方式となっている。

こうして、「手作」入米が、その手作地を小作に出したさいに、得べき小作米として、支出不いし損失と計算されていることは、疑いようもない。そして、ここに、この時期のこの地主の経営観念を読みとることができるであろうと思われる。

それは、とりあえず、直接には、手作経営と小作経営の得失という問題からはじまっているといえる。しかし、慶応四年では手作収益があっても、

「手作」入米より少なく、明治三年では経営は赤字になっている。なお、明治三年の場合は、次に述べる事情に

よって、項目⑥の六〇五兩余をそのままこの年の手作経営の肥料・労賃・雑費経費合計だというわけにはいかない。その意味でならば、項目⑦と⑧との合計二〇八兩三分と永一九文七分とが、これにみあう数であり、これを項目⑨におきかえれば、項目⑩は五三九兩、項目⑪は一九〇兩三分の徳となるはずである。このようにしてみても、手作収益は「手作」入米より少ない。

これは一般的に当然のことであって、手作收穫がよほど高く、しかも「手作」入米がよほど低くない限り、同じ現象がおこるのであり、この手作收穫と「手作」入米の隔差を考えることは殆ど不可能である。それは手作経営と小作人と手作経営とがほぼ共通した生産条件、生産内容をもっていることと、「手作」入米の計算基礎である実納年貢・小作料率が、主として、両経営を同様に規定している自然条件Ⅱ豊凶状況によって定められているからである。

だから、このような計算方式は、たんに、手作経営・小作経営の得失を判定する必要からとられたのだというわけにはいかない。なお、右の計算の今一つの特徴は、ここでも、年貢・地租分が無視されていることにある。

年貢・地租部分は、ほんらい別記計算式の*1の括弧内に加えられねばならず、したがって、手作収益はより小さくなければならないのである。それがそのようになっていないところに、前述のような地主の年貢・地租についての考え方が表現されているし、また、この計算方法を、小作経営・手作経営の得失に関わってのみ理解しようとすることを、いっそう困難にしている。

むしろ、これは、この地主が、手作経営を中心に、自らの経営全体を見直し、とらえ直そうとしていることの表現だと考えた方がよいのではないかと考えられる。そして、私たちがこの二つの史料を通じてうける異和感・意外性は、その見直しのさいにこの地主がとった論理の「新しさ」であるにとらえるべきではないだろうか。

慶応四年に貼札として初見のこの方式が、明治三年以降、手作経営収支を貫く方式として定着したことは、すでにふれた通りである。その明治三年について、そこでは何が行われたかを、前掲の史料によって、確かめてみよう。この史料の項目⑨に問題があることもすでにふれたが、その問題が鍵となる。それは、項目⑩が、項目⑦・⑧以外に手作地の裏毛代(項目⑤)及び、明治二年年末

までに支払わずみであって、三年以降の経営に使役・使用される年季奉公人給金および必要経費(項目⑤・⑥・⑦・⑧)、肥料代(項目⑨)を含んでいることである。

この記載は、この地主が、手作経営について、明治二年以前と切り離れた形でとらえ直そうとしていることを雄弁に物語っている。右にあげた項目⑤の⑦・⑧以外の諸項目、合計三九七両は、三年以降の手作経営への投資の意味をもっている。したがって、この金額は、三年の手作経営だけで消却されるのではなく、長年にわたって処理されるべきものである。四年の勘定の冒頭に、項目⑦と同額の金額が、「去年年十二月迄差引不足分」(項目⑩)として記されていることは、それを示している。

こうして、明治三年に至って、手作経営の見直しが行われ、その見直しの論理として、投資とそれに基づく損益の論理が適用されるにいたった。これは、江戸時代の農業経営史の立場からみると、画期的なでき事であったといつてよい。しかしながら、それを直ちに、農業経営にたいする近代的な経営論理の芽であるとするわけにはいかない。その論理の底には、すでにのべたような、遅くとも安政四年には成立していた地主の高利貸の論理が、

少しも動揺することなく、貫き通しているからである。

最後に、このような明治三年の画期性は何故生まれたかを、素描しておこう。それは、経営概況(1)で述べたような、第Ⅱ期の危機状況の所産なのである。とくに直接には明治二年の不作による衝撃だといつてよい。しかしながら、すでに、慶応四年の貼紙の史料がある以上は、第Ⅱ期(元治元—明治三年)を通じて、このような見直し、経営論理再検討の必要性が強まってきていたものと言わなくてはならないだろう。(七九・十二・十一)

(1) 本稿で扱う岡田家文書は、増淵先生が一橋大学図書館長を勤められた時期、現所蔵者岡田泰典氏の御好意によって、一橋大学への寄託の話がおこった文書である。先生の御尽力によって、文書は、現在、大学に移され、社会学部の仮受託となっており、寄託のために必要な目録作成と、その基礎作業としての文書研究が進められている。

(2) 高尾一彦「大阪周辺における綿作の発展と地主制の形成」(歴史学研究会編『明治維新と地主制』所収)

(3) 岡田文書を直接に、しかし部分的にあつかった研究として、次の二つがある。

津田秀夫「幕末維新期の農村構造」(同『幕末社会の研究』所収)

菅野則子「封建制解体期畿内農村の構造」(北島正元編

『幕藩制国家解体過程の研究』所収)

(4) 農業発達史調査会編『日本農業発達史7』所収

(5) 「銀留帳」は二冊よりなり、安政四―明治十七年の各年を網羅している。

この史料の各項目の記載例を、安政四年の例について示しておこう。

御年貢并諸役 出銀覚

安政四丁巳年

七月九日

一、三百五拾六匁 大井村先打 金五兩代

八月十三日

一、三百五拾三匁五分 同村初納 金五兩代

(下略)

小作方入銀覚

安政四丁巳年

五月二日

一、八匁 北新助三月分家賃

閏五月二日

一、八匁 同 人四月分家賃

(下略)

田地方并借家 普請入用留

巳年

正月五日

一、拾三匁 津堂樽五払 南借家井戸側代

正月廿五日

一、八匁 野々上七助取次 竹四東代 利左衛門家入

用(下略)

なお、小作入米手作については、後掲の史料参照。

(6) 「銀留帳」の記載による。

(7) この相違は、集計上の操作から来ているものと思われるが、明らかでない。しかし、検討を進める上で、大きな支障となるとは思えない。

(8) 宛口高を単純に契約小作料の高とすることには、大きな問題がある。このことは、地主的土地所有の問題としてとらえ直した検討が必要である。

(9) 「下作宛口帳」による。

(10) 「統計比較表」の記載例

地租之部

諸公課ヲ包含ス

一、金 九百八拾円 明治十一年

一、金 九百六拾貳円 同十二年

(中略)

地所雑費之部

一、金 三拾七円 明治十一年

一、金 八拾九円 明治十二年

(中略)

貸地貸家所得

(83) 地主経営の概要と論理

- 一、金貳千四拾壹円六拾四錢三厘 明治十一年
 一、金三千四百九拾四円八拾錢四厘 同十二年
 (中略)
 利息之部
 一、金壹千貳百四拾円四拾壹錢 明治十一年
 一、金壹千七百七拾四円大拾三錢八厘 同十二年
 (中略)
 生活費之部
 一、金四百八拾九円三拾八錢九厘 明治十一年
 内式拾七円五十錢 器什械買入
 一、金七百三拾三円三拾三錢五厘 明治十二年
 内百七拾八円三拾七錢八厘 什器
 (中略)
 飯米之部
 一、米貳拾六石四斗壹升 明治十一年
 代金百四拾八円四拾五錢 五円六拾貳錢替
 一、米貳拾六石五斗五升 同十二年
 代金貳百四円四拾三錢五厘 七円七拾錢
 (中略)
 伝来物品売却記
 十一年三月四日
 一、金六拾三元 借家二棟 北惣七家
 西九郎平家
 十二年二月八日
 一、金貳百八拾円 飛鳥山林

- 内拾円 手数料引
 (中略)
 田地買入記 明治十一年一月ヨリ
 廿五年十二月迄差引高
 一、金千七百九円九錢八厘 岡藤井寺貳町五反七畝廿歩
 又貳円五厘
 一、金八百三拾五円五拾六錢九厘 小山七反四畝廿三歩
 (下略)
 (11) この数値は、「銀留帳」の数値と若干の相違がある。
 正しくは何れをとるべきかに迷うのであるが、増減動向等
 については違いがないので、以下「比較統計表」の数値に
 ついてみていくこととする。
 (12) それは豪農論の重要な論点「人民的紐帯」の問題に関
 わる。
 (13) 嘉永七年の「実綿農取帳」の記載例は次の通りである。
 嘉永七寅年
 閏七月十四日
 一、五拾七斤
 三十三斤
 内 廿斤 こふ池
 四斤 葉森
 岡中
 同十六日
 一、六拾五斤半 西ノ谷
 (下略)
 (一橋大学教授)